

放課後等デイサービス

項目	指摘内容	根拠法令	指摘数
業務管理体制の整備	法令順守責任者の選任及び届出有無が確認できなかった。	児福法第21条の5の26 児福法施行規則第18条の38	1
法定代理受領の通知	法定代理受領により放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた際に、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費の額の通知がされていなかった。	都条例第139号第76条準用(第29条第1項) 障発0330第12号通知第五の5(3)準用(第三の3(14)①)	1
従業員の配置の基準	児童発達支援管理責任者・管理者の勤務について、勤務シフト表への記載や、出勤簿等での管理がされておらず、勤務状況の確認ができなかった。	都条例第139号第71条第1項 障発0330第12号通知第五の1準用(第三の1(1)②) 都条例第139号第72条準用(第7条第1項、第2項) 障発0330第12号通知第五の1準用(第三の1(3)①②)	2
事業所内 相談支援加算	相談援助を実施した日についての記録のみで、相談時間及び相談内容等の確認ができない事例があった。	厚労告第122号 別表第3の2の2の注 障発0330第16号通知第二の2(3)⑦	1